

4 自治会への補助制度等について（目次） （令和6年度実施分）

No.	制度名	提出期限	掲載ページ	担当課
1	湖西市自治会運営費交付金	5月末	89	市民課 TEL576-1213
2	共同募金自治会助成金	5月中旬	98	社会福祉協議会 TEL575-0294

このページは白紙です。

自治会への補助制度（令和6年度実施分）

今年度実施分

制 度 名	自治会運営費交付金
制 度 概 要	<p>自治組織の自主的な活動を促進し、良好な地域社会の発展に資するため、以下の事業を実施する市内の自治会に対し、予算の範囲内において交付金を交付します。</p> <p>(1) コミュニティの振興を図る事業 (2) 市政に関する広報及び広聴に係る事業 (3) 安心・安全のまちづくりを推進する事業 (4) 保健・福祉を推進する事業 (5) 環境衛生・環境美化を推進する事業 (6) 青少年健全育成に係る事業 (7) その他市長が必要と認める事業</p>
補 助 金 の 額	<p>①均等割 50,000 円 ②世帯割 1,995 円×自治会加入世帯数（4月30日現在の世帯数） ③女性登用（自治会長、副自治会長、会計に女性を登用した場合に交付） ※①～③の合計額を交付</p>
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 一括納入の集合住宅等一覧表
提 出 期 限	5 月 末
備 考	申請案内は別途送ります。
提 出 先 及 び 問 合 せ 先	市民課 協働共生係（市役所1階東側） TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880

自治会運営費交付金について

(市民安全部市民課)

1 概 要

自治会運営費交付金は、自治会加入世帯数を算出基礎とします。

2 自治会加入世帯数の算定について

【前 提】

各自治会の運営方針や活動実態等の現況に即し、以下の基準に則って算定し、申告してください（あくまで、申告制です）。

【基 準 日】 4月30日

【世 帯 数】 会費を納入している世帯数（原則）
（加入の有無を把握できておらず、会費の納入もない場合は、算定することができません。）

■減額・免除をしている場合■

高齢者独居世帯、障害者独居世帯及び長期入院による不在等の特別な事情により、会費を減額したり免除している場合で、自治会が会員とみなしている世帯については、算定することができます。

※本来、会費を減額・免除している場合は、全額納入している世帯への説明責任を果たす意味において、規約や細則に規定し、総会等で合意を得ておく必要があります。

⇒特別な事情により、会費を減額している場合は、申請書の加入世帯数内訳記入欄『イ. 特殊事情による減額』へ世帯数を記入

⇒特別な事情により、会費を免除している場合は、申請書の加入世帯数内訳記入欄『イ. 特殊事情による免除』へ世帯数を記入

※特殊な事情により、会費を減額したり免除している場合と世帯分離と単一世帯の間に会費の違いを設けている場合では申請書の世帯数の内訳記入欄が異なりますのでご注意ください。

■世帯分離の場合■

同一敷地に居住しており、親世帯・子世帯で世帯分離している場合の原則的な算定の考え方を以下のとおり示します。

(例) 自治会費 6,000円/世帯 の場合

[交付金算定世帯数を1世帯と算定する場合]

	自治会参画	自治会への納入金額	自治会費の請求先
①	1世帯	6,000円	親世帯：請求なし 子世帯：6,000円 ※親子逆の場合もあり
②	1世帯	6,000円	親世帯：3,000円 子世帯：3,000円

[交付金算定世帯数を2世帯と算定する場合]

	自治会参画	自治会への納入金額	自治会費の請求先
③	2世帯	12,000円	親世帯：請求なし 子世帯：12,000円 ※親子逆の場合もあり
④	2世帯	12,000円	親世帯：6,000円 子世帯：6,000円

原則、自治会に参画している世帯が何世帯あるかが、交付金算定世帯数の基準となります。公平性の観点から、参画世帯数に伴って自治会費が請求されるという一般的な考え方に基づいています。上記以外にあてはまらない場合は、市民課担当までお問い合わせください。

※世帯分離と単一世帯の間に会費の違いを設けている場合等については、公平性や説明責任の観点からも、規約や細則に規定し、総会等で合意を得ておく必要があります。

⇒世帯分離と単一世帯の間に会費の違いを設けている場合は、申請書の加入世帯数内訳欄『ア. 一般』の『減額』欄へ世帯数を記入

会費の納入方法・請求にかかる事項については、自治会の考え方によりますので、市が介入するものではありません。あくまで、現在の実態に即した算定としてください。

※方法を変更することで、負担が増え、住民の同意が得られなくなることも予想されますので、ご注意ください。

■集合住宅（アパート・マンション）の場合■

- ①会員世帯数（入居世帯数）を把握している場合
→ 会員世帯数により算定

⇒集合住宅で会員世帯数を把握している場合、申請書の加入世帯数内訳欄『ア. 一般』へ世帯数を記入

- ②会員世帯数（入居世帯数）を把握していない場合で、管理会社等が、入居の有無にかかわらず、会費を定額で一括して納めている場合

管理会社等が、入居の有無にかかわらず、会費を定額で一括して納めている場合

【世帯数の算定方法】

「管理会社等からの納入金額」÷「1世帯あたりの自治会費」

※ただし、上限は、集合住宅全体の戸数（部屋数）

（例）

納入金額：10万円

自治会費：6千円

→10万円÷6千円=16.6
17世帯

※小数点以下は、切り上げ

※全部屋数が仮に15であった場合は、部屋数が上限となりますので、15世帯となります。

⇒集合住宅で会員世帯数を把握していない場合、申請書の加入世帯数内訳欄『エ. 一括納入の集合住宅等』へ上記で算出した世帯数を記入

4 市からの交付額の算出について

(1) 交付金の算出方法

（自治会加入世帯数 ※） × 1,995円 + 均等割 50,000円

(2) 上限額は、**予算の範囲内**とします。

※予算の範囲内であるため、(1) で算出した額の満額を支給できない場合もあります。

5 申請時の必要書類

【①交付申請書】 ※すべての自治会

会員世帯数の総数と内訳を記載していただき、申請書（様式あり）を提出していただきます。

※（例）

	208 世帯			
	自治会加入世帯数	内訳	ア. 一般	基本額
			減額	30世帯
		イ. 特殊事情による減額	10世帯	
		ウ. 特殊事情による免除	5世帯	
		エ. 一括納入の集合住宅等	36世帯	

【②事業計画書】

総会資料等

【③収支予算書】

総会資料等

【④一括納入の集合住宅等一覧表】 ※一部の自治会

集合住宅で、管理会社等が入居の有無に関わらず会費を定額で一括して納めている場合は、その一覧表を申請書に添付していただきます。

記 載 例

※《一括納入の集合住宅等一覧表》

集合住宅名	一括納入額 計 (A)	〇〇自治会費 ※1世帯あたり (B)	世帯数 (C) A ÷ B	部屋 数 (D)	算定 世帯数
マンションこさいA	72,000 円	6,000 円	12 世帯	10	10 世帯
マンションこさいB	48,000 円		8 世帯	10	8 世帯
マンション〇〇	48,000 円		8 世帯	8	8 世帯
●●ハイツ	24,000 円		4 世帯	5	4 世帯
コーポ△△	36,000 円		6 世帯	6	6 世帯
合計	228,000 円		38 世帯		36 世帯

Q & A

Q1. 自治会加入世帯数とは、いつ時点の加入数を指すのか？

A1. 自治会加入世帯数は、4月30日時点を基準とします。
前年度の収支決算書記載の加入世帯数と比較し、増減が大きい自治会については、事情を確認させていただく場合があります。よって、毎年の自治会の収支決算書の会費備考欄等に会費及び加入世帯数を記載してください。
(P5 記入例を参照)。

Q2. 交付金算定における自治会加入世帯数の定義は？

A2. 自治会加入世帯数は、各自治会ごとに従来からの考え方(単位)がありますので、市が定めるものではなく、原則、自治会が認めた世帯によります。
ただし、市が交付金を算定するに当たって申告していただく世帯数は、以下の基準に則ってください。
※未加入のため、会費を徴収していない世帯は、加入世帯数とは数えません。

ア 会費の納入世帯(一般)

イ 会費の減額世帯(一部免除)

…高齢者独居世帯・障害者独居世帯等特別な事情があり、自治会が規約・細則により認めているもの

ウ 会費の免除世帯(全部免除)

…高齢者独居世帯・障害者独居世帯等特別な事情があり、自治会が規約・細則により認めているもの

エ 会費一括納入の集合住宅

…管理会社等が、入居の有無にかかわらず、会費を定額で一括して納めているもの

■世帯数の算定方法■

「管理会社等からの納入金額」÷「通常の1世帯あたりの自治会費」で算定した数(※ただし、集合住宅の戸数(部屋数)を上限とします。)

Q3. 一般会費の納入世帯以外にも、減額(一部免除)や全部免除をしている世帯を加入世帯としてカウントしてよいか？

A3. 高齢者独居世帯、障害者独居世帯及び長期入院による不在等の特別な事情により、会費を減額したり全額免除している場合で、自治会が会員とみなしている世帯については、算定することができます。ただし、規約や細則により、そのことについて、規定してください。

Q4. 親世帯・子世帯で世帯分離しているが、自治会との従来からのお付き合い（例：奉仕活動など）は、1世帯であり、一般世帯と同じ（1世帯分の）会費しか納入していない場合は、どうなるか？

A4. 1世帯となります。

交付金は、自治会活動の推進が目的にあることから、あくまで、自治会に参画している世帯が、何世帯あるかということに基づいています。親世帯・子世帯のいずれかの会費を免除している場合や一般会費の半額ずつを負担している場合は、会費の納入手法が違っただけで、自治会への参画は、1世帯であることに変わりはありません。そのため、その場合についても1世帯と数えます。

ただし、従来からお付き合い（自治会への参画）が2世帯であり、自治会が認めている場合は、2世帯として数えることができます。

Q5. 加入世帯数分しか交付金が出ないということは、広報こさいや回覧物は未加入世帯には配布しなくてもよいという認識でよいか？

A5. 未加入のため会費は徴収していないものの、広報等を配布している世帯については、加入世帯数とは数えません。このような未加入世帯を減らしていくようご尽力をお願いするところではございますが、今までどおり可能な限りご協力いただきたいと考えております。未加入世帯への加入呼びかけや啓発物の作成等、情報発信をさせていただく事業を行っていただける場合は、「自治会地域活動補助金制度」を創設しておりますので、ぜひそちらをご利用ください。

なお、市からの広報等配布物については、最寄りの公共施設で取得できるほか、湖西市ウェブサイトにも掲載し、閲覧できるようにしております。

Q6. 実際の自治会活動では、災害時の対応など、自治会の加入世帯のみを対象としたものばかりではないが、そのあたりについて、市はどう考えるか？

A6. 災害時の対応については、自主防災会への交付金を住民基本台帳世帯数で交付しており、全世帯を対象としております。自治会運営費交付金の目的は、自治会活動の推進にあることから、自治会に参画していない世帯数を算出の基礎に入れてしまうことで、いつまでも自治会への参画が期待できないことにもつながります。また、財政事情が厳しい状況下において、市の限られた財源をより効果的に用いる必要があると考えています。

自治会役員への女性登用の交付金加算制度について

(市民安全部市民課)

1 概 要

女性が地域活動等へ参画できる環境を整えるため、自治会役員に女性を登用しやすくするきっかけづくりとして、女性を自治会役員に登用した場合は、自治会運営費交付金に加算する制度です。自治会運営費交付金の予算の範囲内で支給します。

2 制度内容・交付金額

自治会三役（自治会長、副自治会長、会計）に女性が選任された場合に、1自治会当たり 200,000 円（年額）を上限に交付金を加算します。

交付限度額	1自治会当たり①と②を合わせて	200,000 円
①自治会長		100,000 円
②副自治会長、会計	女性1人当たり	50,000 円

Q. 副自治会長の枠を一人増やして女性を登用することは可能か。

A. 自治会で必要と認められるのであれば、枠を増やすことは構わない。ただし、交付金をもらうためだけに役員を選ぶのではなく、他の役員と同様に自治会活動に積極的に関わり、役員の実績を果たしていただきたい。

役員の数に関しては、自治会の規約で定められていることと思うので、自治会で話し合っ決めていただきたい。

自治会への補助制度（令和6年度実施分）

今年度実施分

制 度 名	共同募金自治会助成金
制 度 概 要	<p>湖西市社会福祉協議会が実施する共同募金助成金事業の一環として、市内の自治会が実施する活動や事業に対し活動推進費を助成することで地域活動を活性化させ、福祉の増進及び地域福祉の進展に寄与することを目的とし助成します。</p> <p>(1) 地域福祉に関する研修・講演会事業 自治会が独自で行う地域住民を対象とした地域福祉に関する啓発を行う講座や講演会、イベントなどの開催</p> <p>(2) 地域福祉に関する調査・研究事業 自治会が独自で行う地域福祉に関する調査、研究活動</p> <p>(3) 地域交流事業 地区社会福祉協議会が行うふれあい・いきいきサロンや地域住民主体で行われている居場所等の活動</p> <p>(4) 要支援者支援事業 地域における要支援者に対して、地域住民で行う見守り活動等の支援活動</p>
補助金の額	前年度共同募金における各自治会募金額のうち33%上限
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 収支予算書 ※4月12日に案内を配付します。
提 出 期 限	5月中旬
備 考	
提出先及び 問合せ先	<p>湖西市社会福祉協議会</p> <p>TEL : 053-594-5511 FAX : 053-543-5567</p>

5 自治会への補助制度等について（目次） （令和7年度以降実施分）

◆令和6年度要望 ⇒ 令和7年度以降実施◆

No.	制度名	提出期限	掲載ページ	担当課
1	湖西市公会堂等建設費補助金	8月末	101	市民課 TEL576-1213
2	湖西市一般コミュニティ助成事業補助金	8月末	102	市民課 TEL576-1213
3	湖西市自治会地域活動補助金	8月末	103	市民課 TEL576-1213
4	湖西市防災コミュニティセンター整備事業補助金	9月15日 (休日の場合は翌開庁日まで)	104	危機管理課 TEL576-4538

このページは白紙です。

自治会への補助制度（令和6年度要望受付、7年度以降実施分）

【令和6年度要望 ⇒ 令和7年度以降実施】

制 度 名	湖西市公会堂等建設費補助金
制 度 概 要	<p>地域住民の自治意識の高揚と福祉の向上を図るため、住民の組織する自治会及び町内会が公会堂等を新築、増築、改築、修繕又は購入するために必要な経費の一部を予算の範囲内において、補助する</p> <p>(1) 新築：新たに公会堂を建築すること (2) 増築：既存の公会堂の床面積を増加させ建築すること (3) 全面改築：既存の公会堂の全部を除去し、これと規模及び構造の著しく異なるものを建築すること (4) 一部改築：既存の公会堂の一部を除去し、これと規模及び構造の著しく異なるものを建築すること (5) 修繕：公会堂の維持管理上必要と認められる補修で、改築の程度にいたらないもの (6) 購入：既存の建物を新たに公会堂として購入すること</p>
補助金の額	<p>対象経費の1/3で千円未満は切捨て、上限額は以下のとおり。</p> <p>①新築又は改築 800万円 ②増築又は購入 400万円 ③修繕 100万円</p> <p>※ただし、改築または修繕の場合は建築費が20万円未満のものは対象外</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会要望書 ・見積書 ・整備予定箇所の現況写真 <p style="text-align: right;">※6月頃に案内を送付します。</p>
提出期限	8月末
備 考	
提出先及び 問合せ先	<p>市民課 協働共生係（市役所1階東側）</p> <p>TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880</p>

自治会への補助制度（令和6年度要望受付、7年度以降実施分）

【令和6年度要望 ⇒ 令和7年度以降実施】

制 度 名	湖西市一般コミュニティ助成事業補助金
制 度 概 要	<p>コミュニティ組織（自治会等）が実施するコミュニティ活動に必要な施設、又は設備の整備に関する事業に対して、予算の範囲内において湖西市コミュニティ助成事業補助金を交付する。</p> <p>一般コミュニティ : コミュニティ活動に直接必要な設備の整備 （イベント用品、放送設備、お祭り用品等）</p> <p>コミュニティセンター : コミュニティ活動を実施するための集会施設の建設整備</p>
補助金の額	<p>一般コミュニティ : 100～250万円、事業費の10/10以内で10万円単位</p> <p>コミュニティセンター : 1,500万円を限度に事業費の3/5以内で10万円単位</p>
提出書類	<p>・自治会要望書</p> <p>・見積書 ※6月頃に案内を送付します。</p>
提出期限	8月末
備 考	一般コミュニティ助成事業は、順番待ちとなっております（順番待ちをしている自治会も、毎年、自治会要望書・見積書を提出してください）。
提出先及び 問合せ先	<p>市民課 協働共生係（市役所1階東側）</p> <p>TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880</p>

自治会への補助制度（令和6年度要望受付、7年度以降実施分）

【令和6年度要望 ⇒ 令和7年度以降実施】

制 度 名	自治会地域活動補助金
制 度 概 要	自治会活動の促進を図るため、自治会の活性化のために先進的な事業を実施する自治会に対して予算の範囲内において補助金を交付します。
補助金の額	<p>(1) 情報発信・啓発事業 例) 加入促進のチラシや啓発物の作成、ホームページの開設等。 対象経費の2/3の額で上限10万円</p> <p>(2) 交流・協働事業 例) 交流会・合同イベントの開催等。 対象経費の2/3の額で上限10万円</p> <p>(3) 重点設定事業 例) 子育て応援事業、地域の空き家対策事業等。 対象経費の2/3の額で上限30万円</p> <p>※補助は各事業につき1回、2年まで継続可能。また、2年目の補助額は、半額となります。</p>
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 <p style="text-align: right;">※6月頃に案内を送付します。</p>
提 出 期 限	8月末
備 考	
提出先及び 問合せ先	市民課 協働共生係（市役所1階東側） TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880

自治会への補助制度（令和6年度要望受付、7年度以降実施分）

【令和6年度要望 ⇒ 令和7年度以降実施】

制 度 名	湖西市防災コミュニティセンター整備事業補助金
制 度 概 要	<p>指定避難所を拡充するため、避難所として活用可能となる公会堂を新築、建替、増築改修を実施する際に必要な経費の一部を予算の範囲内において、補助する。</p> <p>【交付要件】</p> <p>以下のすべてに該当する場合、交付の対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本補助金を使用し建設した建物を、指定避難所として、湖西市地域防災計画に位置づけること 2. 避難所に指定し、指定避難所の開設・運営を自主防災組織等による自主運営とすること 3. 自主防災組織等は市と避難所の開設や運営等について、覚書を結ぶこと 4. 自主防災組織等が主体となり、新築等を行った公会堂を利用し、防災訓練などの防災活動を年2回以上実施すること 5. 耐震化、非常用電源、インターネット環境、居住スペース3室以上の確保、調理場、バリアフリー等の設備を具備すること <p>(例) 電気自動車からの外部給電設備・Wi-Fi 設備・洋式トイレまたは多機能トイレ・スロープ、手摺の設置 など</p>
補助金の額	<p>対象経費の1/2で千円未満の端数は切り捨て。上限は以下のとおり 補助上限額 3,000万円</p> <p>※市民課実施の「湖西市一般コミュニティ助成事業補助金」は併用可能。ただし、併用する場合、対象経費から他補助額を引いた額の1/2とする。</p> <p>※「湖西市公会堂等建設費補助金」は併用不可。</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会要望書 ・設計書 ・工事内容がわかる書類
提出期限	9月15日まで（休日の場合は翌開庁日まで）
備 考	<p>様式は危機管理課にてお渡しします。</p> <p>申請をお考えの方は、危機管理課までお問い合わせください。</p>
提出先及び問合せ先	<p>危機管理課 災害対策係（市役所2階東側）</p> <p>TEL 053-576-4538 FAX 053-576-2315</p>